

國民職業能力申告令中改正

國民勞務手帳及國民登錄事務取扱規

國民勞務手帳法施行規則

手帳法施行規則

國民職業能力申告令
申告令

國民職業能力申告令施行規則
申告令施行規則

國民職業能力申告令中改正の勅令は昭和十六年十月十五日付官報を以て公布せられたが之を掲ぐれば次の如くである。

國民職業能力申告令中改正

(昭和十六年十月十四日)
勅令第九百二十一號

第二條中「帝國臣民タル男子」ヲ「帝國臣民ニ」改メ同條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ命令ヲ以テ定ムル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本令ハ昭和十六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十四年四月公布勅令第五號國民職業能力申告令抄錄

第二條 職業能力ニ關スル事項ノ申告(以下申告ト稱ス)ハ本令施行地内ニ居住スル年齢十六年以上

五十年未滿ノ帝國臣民タル男子ニシテ左ノ各號ノ爲サシムルモノトス

(左記略ス)

國民勞務手帳及國民登錄事務取扱規

國民勞務手帳及國民登錄事務取扱規程

(昭和十六年七月二十一日)
厚生省訓令第二十九號

第一章 總則

第一條 本規程ニ於テ用フル法令ノ略稱左ノ如シ

昭和十六年十月十六日付官報を以て告示せられたが、右改正規定並に昭和十六年七月二十一日告示の右取扱規程を掲ぐれば以下の如くである。

第七條 國民勞務手帳ノ交付申請及其次ノ他ノ申請又ハ諸報告、諸申告ニシテ其ノ記載事項ニ輕微ナル誤謬アル場合ニ於テ其ノ誤謬ガ直ニ訂正シ得ベキモノナルトキハ便宜之ヲ訂正シ受理スベシ

第八條 國民勞務手帳ノ所持ハ從業者ノ使用及就業ノ要件ナルヲ以テ國民勞務手帳ノ交付又ハ再交付ハ慎重適確ヲ期スルト共ニ出來得ル限り迅速ニ處理スベ

國民勞務手帳法施行令

手帳法

シ

國民勞務手帳及國民登錄事務取扱規

國民勞務手帳法施行規則

手帳法施行規則

國民職業能力申告令
申告令

國民職業能力申告令施行規則
申告令施行規則

昭和十六年七月厚生省訓令第九號國民勞務手帳及國民登錄事務取扱規程中左ノ通改正ス

〔第四章青年國民登錄〕ヲ「第四章青壯年國民登錄」ニ改ム

ナキヲ期スベシ

第七十條 國民職業指導所長ハ申告票ヲ左ノ區別及順位ニ從ヒ分類整理シ翌年申告票ヲ受理スル迄之ヲ保管スベシ

第三條 職員ハ手帳法又ハ申告令ノ適用ヲ受クル者等ヲシテ苟モ法令ニ違反スルガ如キ所爲ナカラシムル爲常ニ必要ナル查察指導ヲ怠ルベカラズ

第四條 職員ハ國民勞務手帳及國民登錄ニ關スル事務ニ付知リ得タル事項ヲ漏洩スベカラズ仍登錄カルド、諸帳簿、諸統計表等ハ祕ノ扱ト爲シ之ヲ嚴重ニ保管スベシ

第五條 職員ハ使用者、從業者又ハ申告義務者等ト應接スル場合ハ特ニ懇切ヲ旨トスベシ

第六條 使用者、從業者又ハ申告義務者等ニ對スル通知、照會、揭示其ノ他ノ文書ハ成可ク平易ナル文體ヲ用ヒ必要アルトキハ振假名ヲ施シ又ハ註釋ヲ加フシムベシ

第七條 國民勞務手帳ノ交付申請及其次ノ他ノ申請又ハ諸報告、諸申告ニシテ其ノ記載事項ニ輕微ナル誤謬アル場合ニ於テ其ノ誤謬ガ直ニ訂正シ得ベキモノナルトキハ便宜之ヲ訂正シ受理スベシ

第八條 國民勞務手帳ノ所持ハ從業者ノ使用及就業ノ要件ナルヲ以テ國民勞務手帳ノ交付又ハ再交付ハ慎重適確ヲ期スルト共ニ出來得ル限り迅速ニ處理スベ

第九條 手帳法ノ適用ニ付テハ申告令ニ依ル要申告者

ガ同令ニ基キ交付ヲ受ケタル職業能力申告手帳ハ之

ヲ國民労務手帳ト看做サルヲ以テ職業能力申告手

帳ヲ所持スル者ニ對シ重不テ國民労務手帳ヲ交付セ

ザル様注意スペシ

第十條 要申告者（申告令第二條第六號ニ該當スル者

ヲ除ク）ニ付手帳法施行令ノ規定ニ依リ報告又ハ昭

和十六年勅令第七百五號（國民労務手帳法及國民勞

務手帳法施行令ノ國ノ事業ニ關スル特例ノ件）ノ規

定ニ依ル通知アリタルトキハ申告令ノ規定ニ依ル申

告又ハ申告令施行規則ノ規定ニ依ル報告若ハ申告令

第十四條ノ規定ニ依ル官廳被用者ノ申告ノ特例ニ關

スル件ニ依ル通知アリタルモノト看做サルヲ以テ

同一事項ニ付重ネテ申告、報告又ハ通知ヲ受理セザ

ル様注意スペシ

第二章 國民労務手帳

第一款 國民労務手帳ノ交付申請

第十一條 國民労務手帳ノ交付申請アリタルトキハ申

請書記載事項及國民労務手帳又ハ職業能力申告手帳ノ交付

ヲ受ケタル者ニ非ザルヤ否ヤヲ仔細ニ審査シ記載事

項ニ誤謬等ナク且國民労務手帳ヲ交付スルモ差支ナ

シト認メタルトキハ申請書ニ檢印ヲ押捺シ之ヲ受理

スベシ記載事項ニ記載漏、不明ノ個所又ハ甚シキ誤

記アルトキハ申請書ヲ一應返戻シテ再提出ヲ求メ、

汚損シタル申請書ハ之ヲ淨寫シ其ノ旨備考欄ニ記載

シ且汚損シタル申請書ハ別ニ之ヲ括保管スペシ

申請書ニ添附シタル寫真ハ第十七條ノ規定ニ依リ國

民労務手帳ヲ作成交付スルニ至ル迄申請書ニ之ヲ一

括保管シ散逸セザル様注意スペシ

第十二條 國民職業指導所長ハ國民労務手帳ノ交付又

ハ再交付ノ申請アリタル場合ニ於テ本人ナリヤ否ヤ

ニ付左ノ區別及順位ニ依リ之ヲカード函ニ格納

本ノ添附ノ要求ハ國民労務手帳ノ交付又ハ再交付ヲ

受ケントスル者ノ身分ニ關シ特ニ必要アル場合ニ限

リ文書ヲ以テ之ヲ爲スペシ

第十四條 申請書ハ其ノ儘登録カードトシテ之ヲ保管

スベシ

第十五條 登錄カード見出部各欄ニハ左記要領ニ依リ

所定事項ヲ記入スペシ

二 信號番號欄ニハ國民職業指導所ノ略稱、年數字

及各國民職業指導所毎ニ受付順ニ依リ國民登録ノ

登錄カードト共通シタル通シ番號（毎年一月一日

ヲ以テ更新スルコト）ヲ附スルコト

（1）手帳法適用工場、事業場（現職者ニ限ル）

（2）公共團體（現職者ニ限ル）

（3）管理工場（現職者ニ限ル）

（4）民間

（5）其ノ他（官廳ニ配列セラルモノ以外ノ前

歴者ノ全部）

二 職業名欄「現ニハ從業者ノ現ニ從事スル職業名

（手帳法施行規則別表ニ掲グル職業名）ヲ記入スル

コト

三 技能程度欄「中」ニハ從業者ノ現ニ從事スル職業

ノ技能程度（手帳法施行規則別表ニ掲グル職業ニ

付申告令ニ基ク技能程度）ヲ記入スルコト

四 氏名欄ニハ申請書ノ氏名ヲ記入スルコト

（四）技術者ニ付テハ大學卒、專門學校卒、工業

學校卒及其ノ他ノ者ノ順、申告令ニ基キ技能程

度ヲ定メタルモノニ付テハ其ノ等級別ニ配列ス

六 中央管理所報告年月日欄ニハ第三十九條ノ規定

ニ依リ報告ヲ爲シタル年月日ヲ記入スルコト

第十六條 登錄カードハ國民労務手帳ノ交付ヲ受ケタ

ム）ニ付左ノ區別及順位ニ依リ之ヲカード函ニ格納

スベシ但シ國民労務手帳ニ代ル證明書ノ交付ヲ受ケ

タル者ノ登錄カードハ別ニ之ヲ一括保管スペシ

一 就業ノ場所ニ基キ左ノ如ク區別スルコト

（一）官廳

（1）事業官廳（各官廳別）

（2）其ノ他ノ官廳（各官廳別）

（3）管理工場（現職者ニ限ル）

（4）民間

（5）其ノ他（官廳ニ配列セラルモノ以外ノ前

歴者ノ全部）

二 現職者（掲グル職業ニ從事スル者）ハ左ノ如ク

配列スルコト

（一）就業場別ニ就業場所在地（郡、市、區）毎ニ

配列スルコト

（二）就業場ノ頭字ノ五十音順ニ配列スルコト

（三）手帳法施行規則別表ニ掲グル職業別ノ順位

ニ配列スルコト

（四）技術者ニ付テハ大學卒、專門學校卒、工業

學校卒及其ノ他ノ者ノ順、申告令ニ基キ技能程

度ヲ定メタルモノニ付テハ其ノ等級別ニ配列ス

ルコト

(五) 年齢別ニ配列スルコト

(六) 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

(七) 自營業者(一就業場ニ於テ業主タル現職者一名ナル場合)ハ被用者ト區別シ就業場所在地別、職業別及氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

三 前歴者(手帳法施行規則別表ニ掲タル職業ノ前事セザ)ハ左ノ如ク配列スルコト

手帳法施行規則別表ニ掲タル職業ノ前歴ヲ有スル者ニシテ現ニ其ノ職業ニ從事セザハ左ノ如ク配列スルコト

(一) 居住地(郡、市、區)別ニ配列スルコト

(二) 手帳法施行規則別表ニ掲タル職業別ノ順位ニ配列スルコト

(三) 技術者ニ付テハ大學卒、専門學校卒、工業學校卒及其他ノ者ノ順、申告令ニ基キ技能程度ヲ定メタルモノニ付テハ其ノ等級別ニ配列スルコト

(四) 年齢別ニ配列スルコト

(五) 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

第十七條 國民勞務手帳ノ交付申請書ヲ受理シタルトキハ左ニ依リ遲滞ナク國民勞務手帳ヲ作成シ之ヲ交付スベシ

一 裏表紙所定ノ欄ニ國民職業指導所ノ略稱及登錄カード同一ナル年數字及番號ヲ記入シ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケントスル者ノ氏名ヲ明記スルコト

二 登錄カードニ基キ所定ノ事項ヲ記入スルコト

三 民職業指導所名ノスタンプヲ以テ契印スベシ

三 申請書ニ添附シタル寫眞ヲ所定ノ欄ニ貼附シ國民職業指導所名ノスタンプヲ以テ契印スベシ
四 交付ノ年月日及國民職業指導所長ノ職名ヲ記入シ其ノ官印ヲ押捺スルコト

第十八條 國民勞務手帳再交付ノ申請アリタルトキハ左ニ依リ遲滞之ヲ仔細ニ審査シ其ノ申請ガ所定ノ要件ヲ具備シ再交付ヲ爲スベキモノト認メタルトキハ左ニ依リ遲滞ナク國民勞務手帳ヲ作成シ之ヲ交付スベシ
一 裏表紙所定ノ欄ノ記入ハ前條第一號ニ依ルコト
二 登錄カードニ基キ所定ノ事項(異動欄ノ事項ヲ含ム)ヲ記入スルコト

三 申請書ニ添附シタル寫眞ヲ所定ノ欄ニ貼附シ國民職業指導所名ノスタンプヲ以テ契印スルコト
四 再交付ノ年月日及國民職業指導所長ノ職名ヲ記入シ其ノ官印ヲ押捺スルコト
五 裏表紙ニ「再交付」ノ印ヲ押捺スルコト
六 登錄カードノ備考欄ニ國民勞務手帳再交付ノ旨及其ノ年月日ヲ記入スルコト

七 毀損シ又ハ餘白ナキニ至リタル國民勞務手帳ハ其ノ表紙ニ「無效」印ヲ押捺シ之ヲ一括保管スルコト

(四) 年齢別ニ配列スルコト

(五) 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

第二款 國民勞務手帳ノ交付及再交付

職業能力申告手帳ノ交付ヲ受ケ居ル者ヨリ職業能力申告手帳再交付ノ申請アリタル場合ニ於テ其ノ者ガ

從業者又ハ從業者タリシ者ナルトキハ國民勞務手帳ヲ交付スベシ

第十九條 國民勞務手帳ニ貼附シタル寫眞毀損シ、亡失シ又ハ本人タルコトヲ認メ難キニ至リタルニ因リ之ガ再貼附ノ申請アリタル場合ニ於ケル取扱ハ第十

七條第三號ニ依ルノ外國民勞務手帳補充欄ニ寫眞再

貼附ノ旨ヲ記入シ當該欄及申請書ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印スベシ
手帳法施行規則第三條第四項ノ規定ニ依リ職業能力申告手帳ニ寫眞ノ貼附ヲ受クベキ旨ノ申請アリタルトキハ職業能力申告手帳未尾ノ頁ニ之ヲ貼附シ國民職業指導所名ノスタンプヲ以テ契印スベシ
再交付ヲ爲サントスルトキハ國民勞務手帳ニ代ル證明書ヲ返納セシメタル上手帳法施行令第二條第五號第六號及第十一號乃至第十三號ニ掲タル事項ニ異動ナキヤ否ヤヲ確メ異動アルトキハ當該事項ヲ登錄カード所定ノ異動欄ニ登録シ其ノ事項及第二十三條第二項ノ規定ニ依リ登錄カード所定ノ異動欄ニ登錄シタル事項ヲ國民勞務手帳ニ轉記シタル上國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、之ヲ交付スベシ
第三款 國民勞務手帳ニ代ル證明書ノ交付

第二十一條 國民勞務手帳ニ代ル證明書ハ左ノ場合ニ之ヲ交付スベシ

一 國民勞務手帳ノ交付又ハ再交付ノ申請書ヲ受理シタル場合ニ於テ其ノ者ガ臨時短期間就業スルモ

二 國民勞務手帳ノ交付又ハ再交付ノ申請書ヲ受理シタル場合ニ於テ其ノ者ガ臨時短期間就業スルモ

ノト認メラル場合國民勞務手帳ニ代ル證明書ノ交付ニ依リ一時就業セシムルヲ適當ト認メタルト

場合ニ於テ國民勞務手帳ヲ從業者タリシ者ニ返還

三 國民勞務手帳ノ返還ニ關シ異議ノ申立アリタル場合ニ於テ國民勞務手帳ヲ從業者タリシ者ニ返還

スペキモノト認メラル場合國民勞務手帳ニ代ル證明書ノ交付ニ依リ一時就業セシムルヲ適當ト認メタルトキハ

國民勞務手帳ノ交付又ハ再交付ノ申請アリタル場合

於テ國民勞務手帳ニ代ル證明書ヲ交付セントスルトキハ第十一條又ハ第十八條ニ依リ其ノ申請ヲ仔細審查シ證明書ヲ交付スルモ差支ナシト認メタル場合ニ限り之ヲ爲スベシ

第二十二條 國民勞務手帳ニ代ル證明書ハ左ニ依リ之ヲ作成スベシ

一 登錄カード同一ナル年數字及番號ヲ記入スルコト

二 登錄カードニ基キ所定ノ事項ヲ記入スルコト

三 就業セントスル場所(所在地)ヲ記入スルコト

四 有效期限ハ一月以内ニ於テ之ヲ定メ期限ヲ記入スルコト但シ前條第二號ニ依リ交付スル國民勞務手帳ニ代ル證明書ニ付テハ必要アルトキハ三月以内ノ期限ヲ附スルモ差支ナキコト

五 交付ノ年月日及國民職業指導所長ノ職名ヲ記入シ其ノ官印ヲ押捺スルコト

第二十三條 國民勞務手帳ニ代ル證明書ヲ交付シタルトキ又ハ其ノ返納ヲ受ケタルトキハ附表様式第一號ノ交付簿ニ所定ノ事項ヲ記入シ之ヲ整理スベシ
國民勞務手帳ニ代ル證明書ノ返納ヲ受ケタルトキハ正票ニ基キ登錄カード所定ノ異動欄ニ登錄シタル上登錄カード及正票ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、國民勞務手帳三頁乃至五頁ノ從前ノ該當記事ニ印ヲ押捺シ國民勞務手帳ノ使用者ニ渡スコト
前段ノ副票ヲ前ニ登錄シタル國民職業指導所ニ送付シ登錄カード廻送ヲ求メ其ノ廻送ヲ受ケタルトキハ正票ニ基キ登錄カード所定ノ異動欄ニ登錄シタル上登錄カード及正票ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、登錄カード表面堅書ノ從前ノ該當記事ニ印ヲ押捺シ登錄カードハ其ノ月ノ統計ヲ作製シアル迄「シグナル」ヲ附シ適當ナル配列中ニ含メ

ルコト尙登錄票(正票)ハ之ヲ一括保管スベシ

第四款 使用開始報告

第二十四條 從業者ノ使用開始報告(手帳法施行令第

十四條ノ規定ニ依ル報告)アリタルトキハ左ノ通取扱フベシ

一 當該國民職業指導所ニ登錄セラレタル者ニ付テハ其ノ報告ニ基キ直ニ登錄カード所定ノ異動欄ニ之ヲ登錄シタル上其ノ欄及國民勞務手帳ノ該當欄ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、登錄カード表面堅書ノ從前ノ該當記事及國民勞務手帳三頁乃至五頁ノ從前ノ該當記事ニ印ヲ押捺シ國民勞務手帳ヲ使用者ニ渡スコト

尙登錄カードノ配列ヲ變更シ其ノ月ノ統計ヲ作製シアル迄其ノ登錄カードニ「シグナル」ヲ附スルコト
二 他ノ國民職業指導所ニ登錄セラレタル者ニ付テハ其ノ報告ニ基キ附表様式第二號ノ假登錄票ニ國民勞務手帳記載ノ記號番號、氏名及假登錄事項ヲ假登錄シ、正副二通ヲ作製シタル上正票及國民勞務手帳ノ該當欄ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、國民勞務手帳三頁乃至五頁ノ從前ノ該當記事ニ印ヲ押捺シ國民勞務手帳ノ使用者ニ渡スコト

三 解用アリタル日ヨリ一月以内ニ使用開始報告又ハ他ノ國民職業指導所ヨリ登錄カード廻送ノ求メ其ノ廻送ヲ受ケタルトキハ特別ナル「シグナル」(赤)ヲ附シ之ヲ前歴者ノ配列ニ變更スルコト、其ノ後ニ於テ他ノ國民職業指導所ヨリ其ノ登錄カードノ廻送ヲ求メラレタルトキハ「シグナル」ヲ附シタル儘之ヲ廻送スルコト

ハ送付ヲ受ケタル假登錄票(副票)ニ登錄カード記載事項中統計上必要ナル事項ヲ轉記シタル上速ニ登錄カードヲ廻送シ、假登錄票(副票)ハ之ヲ一括保管スペシ

第五款 解用報告及國民勞務手帳返還ニ關スル報告

第三項前段及第十五條ノ規定ニ依ル報告)アリタルトキハ左ノ通取扱フベシ

一 報告ニ基キ登錄カード所定ノ異動欄ニ之ヲ登錄シタル上其ノ欄及報品書ノ當該氏名ノ上部ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、報告書ハ之ヲ一括保管スルコト

二 國民勞務手帳ノ返還ヲ受ケザリシ從業者ニ付テハ其ノ者ノ氏名其ノ他ノ事項ヲ附表様式第三號ノ名簿ニ轉記シ尙正當ナル理由ナクシテ國民勞務手帳ヲ返還セザルモノト認ムルトキハ使用者ニ戒告スルコト

三 解用アリタル日ヨリ一月以内ニ使用開始報告又ハ他ノ國民職業指導所ヨリ登錄カード廻送ノ求メ其ノ廻送ヲ受ケタルトキハ異動報告ヲ爲スコトヲ促シ登錄カードニハ特別ナル「シグナル」(赤)ヲ附シ之ヲ前歴者ノ配列ニ變更スルコト、其ノ後ニ於テ他ノ國民職業指導所ヨリ其ノ登錄カードノ廻送ヲ求メラレタルトキハ「シグナル」ヲ附シタル儘之ヲ廻送スルコト

第二十七條 國民勞務手帳返還報告(手帳法施行令第

八條第三項後段ノ規定ニ依ル報告)アリタルトキハ

前條第二號ニ規定スル名簿中當該從業者ノ氏名ヲ朱

線ヲ以テ抹消シ所定ノ欄ニ國民労務手帳返還ノ年月及理由ヲ記入スペシ但シ從業者ノ解用報告アリタル後手帳法施行規則第七條又ハ第八條ニ定ムル様式ニ依ル國民労務手帳記載事項ノ異動報告アリタル者ニ付テハ當該國民労務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ手帳法施行令第十二條第三號ノ規定ニ依リ國民労務手帳ノ提出ヲ命ジ登録カード所定ノ異動欄ニ登録シタル事項ヲ國民労務手帳ニ轉記シタル上國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、之ヲ返付スペシ

第六款 國民労務手帳記載事項ノ異動報告及死亡報告

第二十八條 國民労務手帳記載事項ノ異動報告（手帳法施行令第十六條及第二十條ノ規定ニ依ル報告）アリタルトキハ左ノ取扱フベシ

一 該當國民職業指導所ニ登錄セラレタル者ニ付テハ其ノ報告ニ基キ第二十四條第一號ノ取扱ヲ爲スコト但シ手帳法施行規則第七條ニ定ムル様式ニ依ル報告アリタル場合ニ於テハ登録カード所定ノ異動欄及報告書ノ異動事項欄上部ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、報告書ハ之ヲ一括保管スルコト

二 他ノ國民職業指導所ニ登錄セラレタル者ニ付テハ其ノ報告ニ基キ第二十四條第二號ノ取扱ヲ爲ス

三 他ノ國民職業指導所ニ登録セラレタル者ニ付手帳法施行規則第七條ニ定ムル様式ニ依ル報告アリタル場合ニ於テハ當該報告書ハ之ヲ其ノ儘從業者タリシ者ガ國民労務手帳ヲ保管スル使用者ニ使用セラレ就業シタル地ヲ管轄スル國民職業指導所ヘ廻送スルコト

第三十二條 手帳法施行令第八條第四項ノ規定ニ依リ

第七款 國民労務手帳ノ提出及返納

第三十九條 前條第二號ニ依リ他ノ國民職業指導所ヨリ登錄カードノ廻送ヲ求メラレタル國民職業指導所ハ假登錄票（副票）及登錄カードニ付第二十五條ノ取扱ヲ爲スペシ

前條第三號又ハ第三十條但書ノ規定ニ依リ他ノ國民職業指導所ヨリ異動報告書ノ廻送ヲ受ケタル國民職業指導所ハ其ノ報告ニ基キ前條第一號ノ取扱ヲ爲スベシ

第三十條 申告令第十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタル旨又ハ同條ノ規定ニ該當セザルニ至リタル旨ノ報告（手帳法施行令第二十一條ノ規定ニ依ル報告）アリタルトキハ登錄カード及國民労務手帳ニ付第二十八條第一號又ハ第二號ノ取扱ヲ爲スペシ但シ他ノ國民職業指導所ニ登錄セラレタル者ニ付手帳法施行規則第八條ニ定ムル様式ニ依ル報告アリタル場合ニ於ケル取扱ハ第二十八條第三號ニ依ルベシ

第三十一條 死亡報告（手帳法施行令第二十二條ノ規定ニ依ル報告）アリタルトキハ登錄カード表面右肩及國民労務手帳ノ表紙ニ「死亡」印ヲ押捺シタル上其ノ側ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ登錄カード及國民労務手帳ハ一括之ヲ保管（國民労務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ガ労働者年金保險法ニ依ル被保險者ナル場合ニ在リテハ國民労務手帳ハ之ヲ遺族ニ交付）

第三十二條 第一號但書ノ取扱ニ依ルベシ

第三十三條 前條ニ依リ受理シタル國民労務手帳ハ從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ一年間之ヲ保管シ其ノ期間經過シタルトキハ從業者タリシ者ニ之ヲ交付スペシ

第三十四條 國民職業指導所長國民労務手帳ヲ保管スル期間中ニ於テ從業者タリシ者ガ手帳法施行令第八條第一項第一號、第三號又ハ第四號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ其ノ他從業者タリシ者ニ國民労務手帳ヲ返還スベキ事由ノ發生シタルトキハ遲滞ナク國民労務手帳ヲ某ノ者ニ交付スペシ

第三十五條 手帳法施行令第十一條ノ規定ニ依リ從業者タリシ者ニ返還スルコト能ハザリシ國民労務手帳ノ提出ヲ受ケタルトキハ當該手帳ノ記載事項ヲ審査

シタル上附表様式第四號ノ名簿ニ從業者タリシ者ノ
氏名其ノ他ノ事項ヲ記入シ國民勞務手帳ハ之ヲ一括
保管スペシ

第三十六條 手帳法施行令第十二條第一號ニ該當スル
場合ニ於テハ地方長官又ハ國民職業指導所長ハ國民
勞務手帳ノ提出ヲ命ズベシ
地方長官又ハ國民職業指導所長前項ノ規定ニ依リ國
民勞務手帳ノ提出ヲ命ジ其ノ提出ヲ受ケタルトキハ
遲滯ナク從業者タリシ者ニ之ヲ交付スベシ但シ地方
長官從業者タリシ者ニ國民勞務手帳ヲ交付スルトキ
ハ其ノ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所
長ヲ經由シテ之ヲ爲スペシ
國民職業指導所長前項ノ規定ニ依リ從業者タリシ者
ニ國民勞務手帳ヲ交付スルトキハ登録カード異動欄
ノ記載事項ト國民勞務手帳ノ記載事項トヲ照合シ國
民勞務手帳ニ記載ナキ事項アルトキハ登録カードニ
依リ之ヲ轉記シ國民職業指導所印ヲ以テ契印シタル
上之ヲ爲スペシ
地方長官手帳法施行令第十二條第二號ニ該當スル事
實アリト認メタルトキハ國民職業指導所長ヲシテ國
民勞務手帳ノ提出ヲ命セシムベシ
國民職業指導所長手帳法施行令第十二條第二號ニ該
當スル事實アリト該メタルトキ又ハ前項ノ規定ニ依
リ地方長官ノ指揮ヲ受ケタルトキハ國民勞務手帳ノ
提出ヲ命ジ其ノ提出ヲ受ケタルトキハ國民勞務手帳
ニ記載セラレタル所定ノ事項ヲ朱線ヲ以
テ抹消シ其ノ個所ニ官印ヲ押捺シタル上國民勞務手
帳ヲ返付スペシ

第三十七條 地方長官手帳法施行令第十三條第一號乃
又ハ返納ヲ命ジ其ノ提出又ハ返納ヲ受ケタルトキハ

シムベシ
國民職業指導所長手帳法施行令第十三條第一號乃至
第三號ノ一ニ該當スル事實アリト認メタルトキハ
前項ノ規定ニ依ル地方長官ノ指揮ヲ受ケタルトキハ
國民勞務手帳ノ返納ヲ命ジ其ノ返納ヲ受ケタルトキ
ハ左ノ通取扱フベシ

一 手帳法施行令第十三條第一號又ハ第二號ニ該當
スル事實アリト認メタルニ因リ國民勞務手帳ノ返
納ヲ命シタル場合ニ在リテハ登録カード備考欄ニ
其ノ旨記載シ登錄カード右肩及國民勞務手帳ノ表
ニ「無效」印ヲ押捺シタル上其ノ側ニ國民職業指導
所印ヲ以テ契約シ、登錄カード及國民勞務手帳ハ
一括之ヲ保管スルコト尙登錄ヲ爲シタル國民職業
指導所ヲ異ニシテ手帳法施行令第十三條第二號ニ
該當スル事實アルトキハ其ノ旨ヲ具シ登錄カード
ノ寫ヲ添附シテ前ニ登錄ヲ爲シタル國民職業指導
所ニ通報スルコト

二 手帳法施行令第十三條第三號ニ該當スル事實ア
リト認メタルニ因リ國民勞務手帳ノ返納ヲ命ジタ
ル場合ニ在リテハ登錄カード備考欄ニ其ノ旨記載
シ登錄カード及國民勞務手帳ニ付國民勞務手帳ノ
交付ヲ受ケタル者ニ非ザル者ニ就テ記載セラレ
タル事項ヲ朱線ヲ以テ抹消シ國民勞務手帳ノ表ニ
「無效」印ヲ押捺シタル上國民勞務手帳ハ別ニ之
ヲ保管スペシ

第三十八條 前二條ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ノ提出

又ハ返納ヲ命ジ其ノ提出又ハ返納ヲ受ケタルトキハ

使用者又ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者其ノ他
ノ關係人ニ對シ嚴ニ戒告スペシ

第八款 厚生省中央國民勞務手帳管理

所トノ聯絡

第三十九條 國民職業指導所長國民勞務手帳ヲ交付シ
タルトキハ附表様式第五號ノ副カードニ依リ厚生省
中央國民勞務手帳管理所ニ報告スペシ但シ國民勞務
手帳ニ代ル證明書ヲ交付シタルトキハ此ノ限ニ在ラ
ズ

前項ノ報告ハ一週間毎ニ一括シテ之ヲ爲スペキモノ
トス但シ一日ノ國民勞務手帳交付件數特ニ多數ニ上
ル國民職業指導所ニ在リテハ成ルベク即日報告スペ
シ

第一項ノ報告ヲ爲ストキハ附表様式第六號ニ依ル報
告簿ニ報告年月日及報告ヲ爲シタル登錄カードノ年
數字及番號ヲ明ニスペシ

第四十條 副カードハ左ニ依リ之ヲ作成スペシ

一所定ノ欄ニ國民職業指導所ノ略稱及登錄カード
ト同一ナル年數字及番號ヲ記入スルコト

二 登錄カードニ基キ所定ノ事項(表裏兩面)ヲ記入
スルコト但シ[※]印ノ欄ニハ記入セザルコト

第四十一條 國民職業指導所長第三十九條ノ規定ニ依
リ報告ヲ爲シタル後副カード表面記入事項(氏名、
本籍、職種、就業ノ場所)ニ異動ヲ生ジタルトキハ
附表様式第七號ノ報告傳票ニ依リ一週間毎ニ一括シ
テ厚生省中央國民勞務手帳管理所ニ之ヲ報告スペシ
但シ一日ノ異動報告取扱件數特ニ多數ニ上ル國民職
業指導所ニ在リテハ成ルベク即日報告スペシ

第三十九條 地方長官手帳法施行令第十三條第一號乃
又ハ返納ヲ命ジ其ノ提出又ハ返納ヲ受ケタルトキハ

リ報告ヲ爲シタル後左ノ各號ノ一一該當スルニ至リ
タルトキハ附表様式第八號ニ依リ遲滞ナク厚生省中
央國民勞務手帳管理所ニ報告スペシ

一 使用者ヨリ手帳法施行令第八條第三項ノ規定ニ
依ル報告アリタルトキ

二 第三十三條ノ規定ニ依リ從業者タリシ者ニ國民
勞務手帳ヲ交付シタルトキ

三 第三十七條第二項第一號ノ規定ニ依リ國民勞務
手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ國民勞務手帳ノ返
納ヲ命ジ其ノ返納ヲ受ケタルトキ

第四十三條 厚生省中央國民勞務手帳管理所ヨリ副カ
ードノ廻付ニ依リ二重登錄アリタル旨ノ通知ヲ受ケ
タルトキハ左ノ通取扱フベシ

一 當該國民職業指導所ノ取扱ニ於テ二重登錄アル
トキハ第三十七條第二項第一號ノ規定ニ依リ國民
勞務手帳ノ返納アリタルトキハ登錄
カード及國民勞務手帳ニ付同條同項同號ノ規定ニ
依ル取扱ヲ爲スコト

二 登錄ヲ爲シタル國民職業指導所ヲ異ニシテ二重
登錄アルトキハ前ニ登錄ヲ爲シタル國民職業指導
所ニ照會シテ之ヲ確メタル後前號ニ准ジ取扱ヲ爲
スコト

三 前二條ニ依ル取扱ヲ了リタルトキハ遲滞ナク廻
付ヲ受ケタル副カード表面摘要欄ニ其ノ處理
ノ顛末ヲ記入シ厚生省中央國民勞務手帳管理所ニ
送付スベシ

第三章 國民登錄

第一款 一般申告

第四十四條 一般申告（申告令第四條第一項ノ規定ニ

依ル申告）アリタルトキハ記載事項ヲ細ニ仔審查シ
誤謬ナキトキハ之ニ検印ヲ押捺シ職業能力申告票
(以下申告票ト稱ス)ヲ其ノ儘登錄カードトシテ之ヲ
保管スペシ記載事項ニ記載済、不明ノ個所又ハ甚シ
キ誤記アルトキハ申告票ヲ申告義務者ニ返戻シ再提
出ヲ求メ、汚損シタル申告票ハ之ヲ淨寫シ其ノ旨備
考欄ニ記載シ汚損シタル申告票ハ別ニ之ヲ保管スペ
シ

第四十五條 登錄カードノ兩面ノ見出部各欄ニハ左記
ノ要領ニ依リ所定事項ヲ記入スペシ
一 番號欄ニハ國民職業指導所ノ略稱、年數字及各
國民職業指導所每ニ受付順ニ依リ國民勞務手帳ノ
交付ヲ受ケタル者ノ登錄カードト共通シタル通シ
番號（毎年一月一日ヲ以テ更新スルコト）ヲ附スル
コト

二 前歷欄ニハ申告票八ノ職業名中一年以上ノ經歷
アルノモヲ摘記スルコト

三 前歷技能欄中「申」ニハ前號ノ職業ニ付申告票八
ノ技能程度ヲ摘記スルコト

四 氏名欄ニハ申告票一ノ氏名ヲ記入スルコト

五 生年月欄ニハ申告票一ノ年月（日ヲ除ク）ヲ記入
スルコト但シ年號ハ「明治」ハ「明」「大正」ハ「大」
〔昭和〕ハ「昭」ト略記スルコト

六 氏名欄ニハ申告票一ノ氏名ヲ記入スルコト

（一）學校卒業者
學校卒業者ニシテ現職者又ハ前歷者ニ該當スル
者ハ其ノ配列中ニ含メルコト
(1) 指定學科別ノ順位ニ配列スルコト
(2) 學校程度別及學校別ニ配列スルコト
(3) 年齡別ニ配列スルコト
(4) 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

第七條 中告令施行規則第七條ノ規定ニ依リ交付
スル職業能力申告手帳（以下申告手帳ト稱ス）ハ要申
告者ガ被用者ナル場合ハ之ヲ使用者ニ渡スベシ
使用者被用者ノ使用ヲ罷メタルトキハ國民職業指導
所長ハ使用者ヲシテ當該申告手帳ニ其ノ旨及使用ヲ

罷メタル年月日ヲ記入シ記名捺印ノ上要申告者ニ之
ヲ交付セシムベシ

前項ノ場合使用者正當ノ事由ナクシテ申告手帳ヲ要
申告者ニ交付セザルトキハ國民職業指導所長ハ當該
申告手帳ノ返還ヲ命ジ要申告者ニ之ヲ交付スペシ

第47條 登錄カードハ現職者及前歷者ニ付テハ第
十六條ノ規定ニ依ル國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル
者ノ登錄カードノ配列中ニ之ヲ含メ、其ノ他ノ者ニ
付左ノ區別及順位ニ依リ之ヲカード函ニ格納スペ
シ
一 就業ノ場所ニ基キ左ノ如ク區別スルコト
(一) 官廳
(1) 指定官廳（又ハ其ノ支所別）
(2) 指定官廳以外ノ官廳（又ハ其ノ支所別）
(二) 其ノ他

二 學校卒業者、技能者養成施設修了者又ハ檢定、
試驗若ハ免許者ノ區別ニ基キ左ノ如ク配列スルコ
ト

（一）學校卒業者
學校卒業者ニシテ現職者又ハ前歷者ニ該當スル
者ハ其ノ配列中ニ含メルコト
(1) 指定學科別ノ順位ニ配列スルコト
(2) 學校程度別及學校別ニ配列スルコト
(3) 年齡別ニ配列スルコト
(4) 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

（二）技能者養成施設修了者
技能者養成施設修了者ニシテ現職者、前歷者又
ハ學校卒業者ニ該當スル者ハ其ノ配列中ニ含メルコト
(1) 指定養成施設別ニ配列スルコト

（1）指定期別ニ配列スルコト
（2）年齡別ニ配列スルコト
（3）學科別ニ配列スルコト
（4）學科別ニ配列スルコト

(2) 修了課目別ニ依リ成ルベク指定職業別ノ順位ニ配列スルコト

(3) 年齢別ニ配列スルコト

(4) 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

(三) 檢定、試験又ハ免許者

検定、試験又ハ免許者ニシテ現職者、前歴者、

學校卒業者、技能者養成施設修了者ニ該當スル者ハ其ノ配列中ニ含メルコト

(1) 指定ノ検定、試験又ハ免許別ノ順位ニ配列スルコト

(2) 年齢別ニ配列スルコト

(3) 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

第四十八條 一般申告アリタル場合ニ於テ異動申告ヲ

爲スベキモノト認メラルトキハ申告義務者ニ對シ異動申告ヲ爲スベキ旨注意ヲ與フベシ

第二款 異動申告

第四十九條 異動申告（申告令第四條第二項ノ規定ニ依ル申告）アリタルトキハ左ノ通取扱フベシ

一 當該國民職業指導所ニ登録セラレタル要申告者

ニ付テハ其ノ申告ニ基キ直ニ登録カードノ異動欄ニ之ヲ登録シタル上其ノ欄及申告手帳ノ該當欄ニ

國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、登錄カード及申告手帳ノ從前ノ該當記事ニ印ヲ押捺シ申告手帳

ヲ申告義務者（要申告者が被用者ナルトキハ使用者）ニ渡スコト尙必要アルトキハ登錄カードノ配列ヲ變更シ其ノ月ノ統計ヲ作製シアル迄其ノ登錄

カードニハ「シグナル」ヲ附スルコト

二 他ノ國民職業指導所ニ登録セラレタル要申告者ニ付テハ其ノ申告ニ基キ第二十四條第二號ニ定ム

ル假登錄票ニ手帳記載ノ通シ番號、氏名及假登錄事項ヲ假登錄シ、正副二通ヲ作製シタル上正票及

申告手帳ノ該當欄ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、申告手帳ノ從前ノ該當記事ニ印ヲ押捺シ手帳ヲ申告義務者（要申告者が被用者ナルトキハ使用者）ニ渡スコト

シ、申告手帳ノ從前ノ該當記事ニ印ヲ押捺シ手帳ヲ申告義務者（要申告者が被用者ナルトキハ使用者）ニ渡スコト

前段ノ副票ヲ要申告者ヲ前ニ登録シタル國民職業指導所ニ送付シ登録カードノ廻送ヲ求メ其ノ廻送ヲ受ケタルトキハ正票ニ基キ登録カード所定ノ異動欄ニ登録シタル上登録カード及正票ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、登録カードノ從前ノ該當記事ニ印ヲ押捺シ適當ナル配列ヲ爲シ其ノ月ノ統計ヲ作製シアル迄其ノ登録カードニハ「シグナル」ヲ附スルコト尙假登錄票（正票）ハ之ヲ一括保管スルコト

第五十條 前條第二號ニ依リ他ノ國民職業指導所ヨリ登録カードノ廻送ヲ求メラレタルトキハ送付ヲ受ケタル假登錄票（副票）ニ登録カードノ記載事項中統計上必要ナル事項ヲ轉記シタル上速ニ登録カードヲ廻送シ假登錄票（副票）ハ之ヲ一括保管スペシ

第五十一條 異動申告（申告令第六條第二條ノ規定ニ依ル申告）アリタルトキハ左ノ通取扱フベシ

一 當該國民職業指導所ニ登録セラレタル要申告者

ニ付テハ其ノ申告ニ基キ直ニ登録カードノ異動欄ニ之ヲ登録シタル上其ノ欄及申告手帳ノ該當欄ニ

國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、登錄カード及申告手帳ノ從前ノ該當記事ニ印ヲ押捺シ申告手帳

ヲ申告義務者（要申告者が被用者ナルトキハ使用者）ニ渡スコト尙必要アルトキハ登錄カードノ配列ヲ變更シ其ノ月ノ統計ヲ作製シアル迄其ノ登錄

カードニハ「シグナル」ヲ附スルコト

二 他ノ國民職業指導所ニ登録セラレタル要申告者ニ付テハ其ノ申告ニ基キ第二十四條第二號ニ定ム

ル假登錄票ニ手帳記載ノ通シ番號、氏名及假登錄事項ヲ假登錄シ、正副二通ヲ作製シタル上正票及

申告手帳ノ該當欄ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、申告手帳ノ從前ノ該當記事ニ印ヲ押捺シ手帳ヲ申告義務者（要申告者が被用者ナルトキハ使用者）ニ渡スコト

シ、申告手帳ノ從前ノ該當記事ニ印ヲ押捺シ手帳ヲ申告義務者（要申告者が被用者ナルトキハ使用者）ニ渡スコト

一 當該國民職業指導所ニ登録セラレタル要申告者

ニ付テハ登録カードノ表面右肩ノ「令第十一條該當」印ヲ抹消シ其ノ側及申告手帳ノ該當欄ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、登録カードハ一括之ヲ保管スルコト

第五十二條 失格申告（申告令第六條第一項第一號ノ申告）アリタルトキハ登録カード表面右肩及申告手帳ノ表紙ニ「失格」印ヲ押捺シタル上其ノ側ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ登録カード及申告手帳ハ一括之ヲ保管スベシ

第五十三條 失格申告ヲ受ケザルトキト雖モ年數經過ト共ニ要申告者タラザルニ至リタル者ニ付テハ毎月未現在ニ於テ調査シ申告ヲ促シ、申告手帳ノ返還ヲ求メ、申告及返還アリタルトキハ其ノ登録カード及申告手帳ニ付前條ノ規定ニ準ジ取扱フベシ

申告及返還ナキトキハ登録カードニ特別ナル「シグナル」（赤）ヲ附シ一括保管スベシ

第五十四條 申告令第十一條該當申告（申告令第六條第一項第二號ノ申告）アリタルトキハ左ノ通取扱フベシ

一 當該國民職業指導所ニ登録セラレタル要申告者

ニ付テハ登録カードノ表面右肩ノ「令第十一條該當」印ヲ押捺シ、其ノ側及申告手帳ノ該當欄ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、登録カードハ一括之ヲ保管スルコト

二 申告手帳ヲ申告義務者ニ渡スコト

第四款 解用報告及死亡報告

第五十五條 解用報告（申告令施行規則第四條ノ規定ニ依ル報告）アリタルトキハ左ノ通取扱フベシ

一 登錄カードノ所定ノ異動欄（就業ノ場所）ニ其ノ旨登録シタル上其ノ欄及報告書ノ當該氏名ノ上部

ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ報告書ハ一括之ヲ保管スルコト

二 解用アリタル日ヨリ一日以内ニ異動申告、失格申告又ハ他ノ國民職業指導所ヨリ登錄カード廻送

ノ求メナキトキハ其ノ要申告者ガ失格者、前歴者、學校卒業者、技能者養成施設修了者又ハ検定、試験若ハ免許者ニ該當スルモノト認メラル場合ハ申告ヲ爲スコトヲ促シ登錄カードニ特別ナル「シグナル」（赤）ヲ附シ一應夫々ノ該當者トシテ取扱ヒ其ノ配列ヲ變更スルコト、其ノ後ニ於テ他ノ國民職業指導所ヨリ其ノ登錄カードノ廻送ヲ求メラレタルトキハ「シグナル」ヲ附シタル儘之ヲ廻送スルコト

第五十六條 死亡報告（申告令施行規則第五條ノ規定ニ依ル報告）アリタルトキハ登錄カードノ表面右肩及申告手帳ノ表紙ニ「死亡」印ヲ押捺シタル上其ノ側ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ登錄カード及申告手帳ハ一括之ヲ保管スベシ

第五款 職業能力申告手帳ノ作成

第五十七條 一般申告アリタルトキハ申告手帳ヲ左ニ依リ作成スベシ

一 裏表紙所定ノ欄ニ國民職業指導所ノ略稱並登錄

カードト同一ナル年數字及番號ヲ記入シ要申告者名ヲ明記スルコト

二 登錄カードニ基キ所定ノ欄ニ記入スルコト

三 交付ノ年月日及國民職業指導所長ノ職名ヲ記入シ其ノ官印ヲ押捺スルコト

第五十八條 申告手帳再交付ノ申請アリタルトキハ其ノ申請ガ申告令施行規則第八條ニ定ムル要件ヲ具備スルモノナリヤ否ヤヲ審査シ再交付ヲ爲スベキモノト認メラルルトキハ左ニ依リ作成シ之ヲ交付スベシ

一 裏表紙所定ノ欄ニ付テハ前條第一號ニ依リ記入スルコト

二 所定ノ欄ニ付テハカードノ記載事項ニ基キ記入スルコト

三 再交付ノ年月日ヲ記入シ國民職業指導所長ノ職名及其ノ官印ヲ押捺スルコト

四 申告手帳ノ裏表紙ニ「再交付」ノ印ヲ押捺スルコト

五 登錄カードノ備考欄ニ再交付ノ印ヲ押捺シ且日附ヲ明示スルコト

第四章 青年國民登錄

第一款 一般職業能力申告票用紙ノ交付

第五十九條 國民職業指導所長ハ九月二十一日（昭和十五年ニ限リ十月二十一日）迄ニ一般職業能力申告

票用紙（以上申告票用紙ト稱ス）ヲ市町村長ニ交付スベシ

ト

第六十條 市町村長申告票用紙ノ交付ヲ受ケタルトキハ勞務動態調査員ヲシテ九月末日（昭和十五年ニ限リ十月末日）迄ニ要申告者ニ之ヲ配付セシムベシ

第六十一條 市町村長ハ附表様式第九號ニ依ル申告票

受拂簿ヲ作成シ其ノ受拂ヲ明ニスベシ

紙ノ交付ノ請求ヲ受ケタルトキハ市町村長ヲ經由シテ之ヲ交付スベシ

第六十三條 勞務動態調査員ハ附表様式第十號ニ依リ申告票用紙ヲ交付シタル要申告者ノ連名表ヲ作成スベシ

第六十四條 勞務動態調査員ハ申告期限迄ニ擔當區域内ノ要申告者ニ就キ申告票ヲ蒐集スベシ

申告票用紙ヲ交付シタル要申告者ノ連名表ヲ作成スベシ

第六十五條 勞務動態調査員ハ申告票ヲ提出シタル者ニ就キ第六十三條ノ連名表中當該要申告者ノ氏名ノ下ニ記號ヲ附スベシ

第六十六條 勞務動態調査員ハ申告票ヲ提出シタル者キハ蒐集シタル申告票ヲ一括シテ連名表ト共ニ市町村長ニ之ヲ提出スベシ

第六十七條 市町村長國民職業指導所長ニ申告票ノ提出ヲ爲スニ當リテハ附表様式第十一號ニ依ル添致目錄ヲ添附スベシ

市町村長ハ連名表ヲ翌年ノ申告期限迄保管スベシ

第六十八條 市町村長ハ申告票用紙ノ配付及申告票ノ蒐集ニ付部落會長又ハ町內會長ヲシテ勞務動態調査員ノ事務ヲ補助セシムルコトヲ得

第六十九條 國民職業指導所長申告票ヲ受理シタルトキハ之ニ第七十條第三號ノ職業分類名及勞務動態調

紙ノ交付ノ請求ヲ受ケタルトキハ市町村長ヲ經由シテ之ヲ交付スベシ

第七十條 勞務動態調査員ハ附表様式第十號ニ依リ申告票用紙ヲ交付シタル要申告者ノ連名表ヲ作成スベシ

第七十一條 勞務動態調査員ハ申告票用紙ヲ受領印（受領印）及割印ヲ押捺シタル上申告控ヲ切取り之ヲ要申告者ニ交付スベシ

第七十二條 勞務動態調査員ハ申告票ヲ提出シタル者ニ就キ第六十三條ノ連名表中當該要申告者ノ氏名ノ下ニ記號ヲ附スベシ

第七十三條 勞務動態調査員ハ申告票ヲ提出シタル者キハ蒐集シタル申告票ヲ一括シテ連名表ト共ニ市町村長ニ之ヲ提出スベシ

第七十四條 市町村長國民職業指導所長ニ申告票の提出ヲ爲スニ當リテハ附表様式第十一號ニ依ル添致目錄ヲ添附スベシ

市町村長ハ連名表ヲ翌年ノ申告期限迄保管スベシ

第七十五條 市町村長ハ申告票用紙ノ配付及申告票ノ蒐集ニ付部落會長又ハ町內會長ヲシテ勞務動態調査員ノ事務ヲ補助セシムルコトヲ得

第七十六條 國民職業指導所長申告票ヲ受理シタルトキハ之ニ第七十條第三號ノ職業分類名及勞務動態調

查事務取扱規程第二十一條ノ産業大分類名、産業中

分類名（但シ「十労務供給業」「42労務供給業」ヲ削リ

労務供給業ニ該當スルモノハ之ヲ「五商業」「32媒介

周旋業」ニ含メ、「十無業」「42無職業」ヲ加フ）ヲ記入

スペシ

第七十條 國民職業指導所長ハ申告票ヲ左ノ區別及順

位ニ從ヒ分類整理シ翌年申告票ヲ受理スル迄之ヲ保

管スベシ

一 居住地（郡、市、區）別

二 産業大分類及産業中分類別

三 要申告者ノ現ニ從事スル職業ニ從ヒ

左ノ職業分類別

- (一) 事務從事者
- (二) 技術職員

- (三) 一般労務者

四 年齢別

第七十一條 國民職業指導所長ノ申告票ヲ附表様式第

十二號ニ依リ集計シ申告期限後四十日以内ニ之ヲ地

方長官ニ報告スベシ

前項ノ集計表ハ之ヲ二通調製シ内一通ヲ控トシ他ノ

一通ヲ地方長官ニ提出スベシ

健康保険法施行令中改正ノ件

（昭和十六年十月三十日
勅令第九百五十五號）

昭和十六年法律第五十九號健康保険 法中改正法律施行期日ノ件

（昭和十六年十月三十日
勅令第九百五十五號）

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ職員健康保險

法第十八條第三項第四號、第二十條第二項又ハ第

二十二條第二項ノ規定ニ依リ被保險者タラザルモ

ノトス

三 左ニ掲グル事業ニ使用セラル者ニシテ主ト

シテ現場ニ於ケル作業ニ從事スルモノ

（ハ）農產物、林產物若ハ水產物ノ栽培、採

取、採捕、處理若ハ養殖、園藝、養蠶又ハ養

畜ニ關スル事業

（ニ）燒却、清掃又ハ屠殺ニ關スル事業

第七十三條 本規程中町村長ニ關スル規定ハ町村制ヲ

施行セザル地ニ在リテハ町村長ニ准ズベキモノニ之

ヲ適用ス

附 則

官廳被用者及技能検査ニ關スル取扱竝ニ附表様式等ニ

付テハ別ニ之ヲ定ム

昭和十四年月厚生省訓令第一號國民登録事務取扱規程

ハ之ヲ廢止ス

健康保険法中改正法律施行期日の件

並に健康保険法施行令中改正に關す

る勅令の公布

附 則

本令ハ昭和十六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和九年勅令第四百一號ハ之ヲ廢止ス

職員健康保険法施行令第九號第三號中（ハ）及（ニ）ヲ削

ル

〔参照〕

昭和十四年十二月二十日勅令第八百五十八號職

員健康保険法施行令抄錄

四 平水區域ヲ航行スル船舶又ハ船舶法第二十條ニ

規定スル船舶ニ依ル運送ノ事業

第九條ノ三 健康保険法第十三條第三號（ト）ノ規定ニ

依リ焼却、清掃又ハ屠殺ノ事業ヲ指定ス

ニ依リ農產物、林產物若ハ水產物ノ栽培、採取、採

捕、處理若ハ養殖、園藝、養蠶又ハ養畜ノ事業ヲ指

定ス

依リ燒却、清掃又ハ屠殺ノ事業ヲ指定ス

ニ依リ農產物、林產物若ハ水產物ノ栽培、採取、採

捕、處理若ハ養殖、園藝、養蠶又ハ養畜ノ事業ヲ指

定ス